平成２１年（フ）第２５９号
北海道勇払郡安平町安平675番地19
債務者　長谷川和子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１３７６号
仙台市青葉区八幡２丁目12番11号　光洋荘７号館105
債務者　田村　美佳（旧姓平塚）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８２号
宮城県多賀城市高橋２丁目６番２号
債務者　須山　千里
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１０号
宮城県大崎市古川南町３丁目６番２号
債務者　木村友紀枝
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
宮城県気仙沼市本吉町滝根４番地１
債務者　渡邊　和也
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５６号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田62番地町営新井田Ｆ住宅７号
債務者　髙橋ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字新井田62番地町営新井田Ｆ住宅７号
債務者　髙橋　勝也
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２７４号
福島市笹木野字由添25番地の６
債務者　近野　みい
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７５号
福島市入江町２番３号　市住６
債務者　蓬田　　栄
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８８号
福島市泉字下鎌６番地の３
債務者　平栗　深雪
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５０５号
茨城県常陸大宮市野上2129番地
債務者　柏　　寿孝
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
水戸市城東２丁目10番24号
債務者　菅谷　久子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２４号
水戸市見和２丁目189番地の21
債務者　小林　由典
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２８号
茨城県那珂市後台3151番地35、住民票上の住所福島県東白川郡矢祭町大字宝坂字鍛冶内50番地
債務者　櫻井　健一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３０号
茨城県那珂市額田南郷1706番地２
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３５号
茨城県ひたちなか市相金町18番地５
債務者　林　　一美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３９号
水戸市五軒町３丁目２番38―001号ヴェルク・ヴーフ
債務者　佐藤　広美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
水戸市大塚町1880番地　アーバンコート大塚201号
債務者　瀬谷　文明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所